

静岡県告示第891号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、袋井市において平成19年3月30日付け県公報第1868号告示第431号により指定した土砂災害警戒区域等を解除する。

平成29年12月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の名称

- 友永土砂災害警戒区域
- 大日道白ヶ谷土砂災害警戒区域
- 馬ヶ谷土砂災害警戒区域
- 三沢土砂災害警戒区域
- 菅ヶ谷土砂災害警戒区域
- 萱間No.5土砂災害警戒区域
- 萱間谷田ノ谷土砂災害警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊

=====

静岡県告示第892号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、袋井市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成29年12月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の名称

- 友永土砂災害警戒区域 友永土砂災害特別警戒区域
- 大日道白ヶ谷土砂災害警戒区域 大日道白ヶ谷土砂災害特別警戒区域
- 馬ヶ谷土砂災害警戒区域
- 三沢土砂災害警戒区域
- 菅ヶ谷土砂災害警戒区域 菅ヶ谷土砂災害特別警戒区域
- 萱間No.5土砂災害警戒区域
- 萱間谷田ノ谷土砂災害警戒区域 萱間谷田ノ谷土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

- 4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県袋井土木事務所及び袋井市役所に備え置いて縦覧に供する。）